

## **仕組債の取引に係るご注意**

本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR<sup>(注)</sup>機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル) 〕

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

**デンマーク地方金融公庫 2019年4月24日満期  
為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付  
円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券  
の契約締結前交付書面**

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、「デンマーク地方金融公庫 2019年4月24日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券」(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に売出しの取扱いや当社が直接の相手方となる方法により行います。
- 本債券の当初払込みおよび利払いは円貨ですが、満期償還額は満期償還日の15営業日前の日(以下「最終償還判定日」といいます。)の円・トルコリラ為替レートに応じて円貨またはトルコリラで支払われます。したがって、円・トルコリラ為替レートの状況によっては満期時に為替差損が生じる可能性があります。
- 本債券の利率は当初6ヶ月間の利息期間については固定金利、それ以降の利息期間については各利払日の15営業日前の日(以下「利率判定日」といいます。)の円・トルコリラ為替レートの水準により決定されます。
- 本債券は、満期償還日を除く各利払日の15営業日前の日(以下「強制早期償還判定日」といいます。)の円・トルコリラ為替レートが発行日の円・トルコリラ為替レート(以下「基準為替」といいます。)に等しい為替レート(以下「強制早期償還判定為替」といいます。)と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の強制早期償還日に額面の100%で早期償還されます。
- 本債券は、金利水準、円・トルコリラ為替レートの変化や発行者の信用状況の変化に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

### 手数料など諸費用について

- 本債券を売出しや当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)
- 本債券の満期償還にあたり、トルコリラを円貨等と交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 本債券の主なリスク要因

#### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は、市場の金利水準、円・トルコリラ為替レート等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。
- 本債券は、当初払込み及び利払いが円貨であるのに対し、最終償還判定日の円・トルコリラ為替レートが基準為替から15.00円を引いて得られる為替レート(以下「償還判定為替」といいます。)と等しいかそれを上回る円安の場合、満期償還額は額面100万円につき、100万円を支払われますが、最終償還判定日の円・トルコリラ為替レートが償還判定為替を下回る円高の場合、満期償還額は額面金額100万円につき、100万円を基準為替で除して算出されるトルコリラ金額で支払われます。また、本債券の利率は当初6ヶ月間の利息期間については固定金利、それ以降の利息期間については利率判定日の円・トルコリラ為替レートの水準により決定されます。したがって、本債券を途中売却する場合、売却時の円・トルコリラ為替レートの状況によっては売却損が生じるおそれがあります。
- 本債券の満期償還額は、最終償還判定日の円・トルコリラ為替レートが償還判定為替を下回る円高の場合、額面金額を基準為替で除したトルコリラで支払われるため、満期償還額の円貨相当額は満期償還時の円・トルコリラ為替レートに左右されます。したがって、満期償還時の円・トルコリラ為替レートの状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 金利水準は、日本およびトルコの中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 円・トルコリラ為替レートは、現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢、政治情勢、政府の市場介入、投機その他の要因によって変動します。

#### 発行者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- 発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 発行者の信用状況または業務もしくは財産の状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

#### 強制早期償還されるおそれがあります

- 本債券は、強制早期償還判定日の円・トルコリラ為替レートが強制早期償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の強制早期償還日に額面の100%で早期償還されます。本債券が強制早期償還された場合、満期償還日まで受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、その償還金額を再投資した場合に、早期償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

## 本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### 本債券の概要

発行者	デンマーク地方金融公庫
発行形態	ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム
発行額	68億6,700万円
額面金額	100万円
発行日	2014年4月24日
満期償還日	2019年4月24日
利払い及び償還通貨 利率	日本円(利払い及び早期償還)、日本円またはトルコリラ(満期償還) 当初6ヶ月間 <u>年8.85%</u> 以降4年6ヶ月間 (i) 利率判定日の参照為替が利率判定為替以上の円安の場合、 <u>年8.85%</u> (ii) 利率判定日の参照為替が利率判定為替未満の円高の場合、 <u>年0.10%</u>
参照為替 円/ユーロ 参照為替 トルコリラ/ユーロ 参照為替	円/ユーロ参照為替 ÷ トルコリラ/ユーロ参照為替 (小数第3位を四捨五入) ロイターページECB37における中央ヨーロッパ時間午後2時15分頃の1ユーロ あたりの日本円を使用します。(参照ページ等は変更される場合があります) ロイターページECB37における中央ヨーロッパ時間午後2時15分頃の1ユーロ あたりのトルコリラを使用します。(参照ページ等は変更される場合があります)
利率判定日 基準為替	2015年4月24日から2019年4月24日までの各利払日の15営業日前の日 発行日の参照為替
利率判定為替	基準為替 - 10.00円
利払日	各年4月24日及び10月24日
満期償還額	(i) 最終償還判定日の参照為替が償還判定為替以上の円安の場合、 <u>100万円</u> (額面100万円あたり) (ii) 最終償還判定日の参照為替が償還判定為替未満の円高の場合、 <u>100万円 ÷ 基準為替</u> (額面100万円あたり) で算出されるトルコリラの金額(0.01トルコリラ未満は四捨五入)
償還判定為替	基準為替 - 15.00円
最終償還判定日	満期償還日の15営業日前の日
強制早期償還条項	いずれかの強制早期償還判定日(強制早期償還日の15営業日前の日)の参 照為替が強制早期償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の 強制早期償還日に額面の100%で早期償還されます。
強制早期償還判定為替	基準為替
強制早期償還日	2014年10月24日から2018年10月24日までの各利払日

## 本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- 本債券の売出しの取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 本債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

## 本債券に関する租税の概要

日本の税務当局は本債券に係る課税上の取扱いを明確にしていますが、日本の税法上、本債券は公社債としてみなされ、以下のとおり取扱われるものと考えられます。詳細につきましては、あらかじめ税理士、所轄の税務署等にお問い合わせください。

### [個人のお客様]

- 本債券の利子については、利子所得として課税されます。
- 本債券を売却したことにより発生する利益の取扱いは、明確ではありません。譲渡所得として総合課税の対象となる場合があります。
- 本債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。
- 平成28年1月1日より金融所得課税の一体化の拡充(公社債(一部を除く)・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる)等の実施が予定されています。

### [法人のお客様]

- 本債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本債券のお取引を行う場合は、以下によります。

- 本債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。さらに、本債券の商品内容やリスク要因を十分ご理解いただいた上で投資確認書を差入れていただきます。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます)。

## 当社の概要

---

商号等	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円 (平成25年12月末現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成21年6月
連絡先	0120-374-250(受付時間:平日8:30~17:30) またはお取扱い店にご連絡ください。

## ＜＜為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券の損益シミュレーション＞＞

本シミュレーションは、「デンマーク地方金融公庫 2019年4月24日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券」(以下、『本債券』といいます。)について満期償還額および期中価格の変動のイメージを示したものです。

### 【仮定】

利率	当初6ヶ月間	年 8.85%	
	以降4年6ヶ月間	以下に従って決定されます。	
	(i) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替以上の円安である場合		年 8.85%
	(ii) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替未満の円高である場合		年 0.10%
基準為替	48.65円		
利率判定為替	38.65円	(=基準為替-10円)	
償還判定為替	33.65円	(=基準為替-15円)	
強制早期償還判定為替	48.65円		
満期償還額	20,554.98トルコリラ	(=100万円÷基準為替)又は	100万円
債券購入価格	額面の100%		

### 【ヒストリカルデータ】

- 以下は、円・トルコリラ為替レートのヒストリカルデータです。2002年1月1日から2014年4月8日までの約12年3ヶ月を採用しており、最大値から最小値への変動率は約61%です。

最大値	最小値	変動率
2002年2月5日	2011年12月29日	61%
102.59円	40.49円	

※2005年1月1日に通貨の変更が行われておりますが、その影響を加味したヒストリカルデータを採用しております。(データ出所 ブルームバーグ)

### 【ヒストリカルデータによる想定損益】

#### ① 満期償還額

本債券の満期償還が外貨償還の場合、償還日の円・トルコリラ為替レートが試算時の円・トルコリラ為替レートより上記の変動率と同じ約61%下落したと仮定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は、額面100万円に対して約61%相当の約61万円となります。したがって、この場合における償還金額の円貨相当額は、額面100万円に対して約39万円となります。

想定損失額	想定償還額	損益率
▲61万円	39万円	▲61%

#### ② 期中価格と売却損益

本債券の発行直後に円・トルコリラ為替レートのみが試算時の円・トルコリラ為替レートより上記と同様に約61%下落したと想定した場合、途中売却時の想定損失額(損失見込額)は、額面100万円に対して約73%相当の約73万円となります。したがって、この場合の想定受取額は、額面100万円に対して約27万円となります。

想定損失額	想定受取額	損益率
▲73万円	27万円	▲73%

### 【損益シミュレーションによる想定損益】

#### ① 満期償還額

- 額面100万円に対する満期償還額を満期償還時の為替レートをを用いて円換算した額およびその損益を示しています。

円償還の場合(償還判定為替≦最終償還判定日の参照為替)		
為替レートの影響なし	満期償還額 (額面100万円あたり)	損益 (額面100万円あたり)
	1,000,000円	0円
トルコリラ償還の場合(最終償還判定日の参照為替<償還判定為替)		
満期時の為替レート	円貨相当額 (額面100万円あたり)	円換算した際の損益 (額面100万円あたり)
0円	0円	-1,000,000円
5円	102,774円	-897,226円
10円	205,549円	-794,451円
15円	308,324円	-691,676円
20円	411,099円	-588,901円
25円	513,874円	-486,126円
30円	616,649円	-383,351円
35円	719,424円	-280,576円
40円	822,199円	-177,801円

※円未満切り捨て

② 期中価格と売却損益

- 本シミュレーションは、試算時の条件から為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

為替レートの変化	為替レート	40円円高	30円円高	20円円高
	損益	-84.7%	-76.1%	-58.9%
	額面100万円あたりの損失額	-847,000円	-761,000円	-589,000円

- 本シミュレーションは、試算時の条件から円金利及び為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

円金利と為替レートの変化	円金利	3.0%上昇		
	為替レート	40円円高	30円円高	20円円高
	損益	-84.9%	-76.2%	-58.4%
額面100万円あたりの損失額	-849,000円	-762,000円	-584,000円	

- 本シミュレーションは、試算時の条件からトルコリラ金利及び為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

トルコリラ金利と為替レートの変化	トルコリラ金利	10.0%上昇		
	為替レート	40円円高	30円円高	20円円高
	損益	-88.3%	-82.6%	-72.2%
額面100万円あたりの損失額	-883,000円	-826,000円	-722,000円	

- 試算時のスワップ・レートおよび円・トルコリラ為替レート

	円	トルコリラ	1トルコリラ	=	48.65円
1年	0.19%	11.12%			
2年	0.19%	11.12%			
3年	0.22%	11.09%			
4年	0.26%	11.08%			
5年	0.33%	11.13%			

【ご留意点】

- 本債券の発行条件は確定しておらず、本シミュレーションは想定レベルを設定した上での試算である為、実際の取引条件とは異なります。よって本シミュレーションの結果は、本債券の実際の満期償還額、時価あるいは売却価格とは異なります。
- 上記の各計算値は、すべて概数です。また、想定損失額や想定償還額等は、額面100万円当りの金額を記載しております。
- 各損失額は、将来における実際の損失額を示すものではありません。市場環境次第では、実際の損失額が想定損失額を大きく上回る可能性があります。また、試算の前提と異なる状況となる場合、シミュレーション以上の損失を被るおそれがあります。
- 本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は、市場の金利水準、円・トルコリラ為替レート等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。
- 実際の損失額は、売却時における本債券の流動性の状況や、発行者の信用力等の金融市場指標以外の変動要素や、途中売却に伴い発生する費用、その他残存期間の利回り水準等が影響するため、その影響の程度は予測できず具体的な金額を事前に記載することはできません。
- 円金利およびトルコリラ金利の変化は、算出時のレートを基準とし、直近から償還年限までの各期間の金利水準が同一幅変化したものととして試算しています。
- 本シミュレーションは、発行直後に各金融指標の変化があった場合の債券価格の変化(試算値)を示しています。ただし、残存年数の変化によって価格変動のイメージは異なります。
- 本シミュレーションはあくまでも簡便な手法により行われたものです。



## 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

### 商号等

SMBC日興証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

### 手数料等について

- ・本債券を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)
- ・本債券の満期償還にあたり、トルコリラを円貨等と交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### リスク等について

- ・本債券の市場価格は、市場の金利水準、円・トルコリラ為替レート等の変化に対応して変動します。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。
- ・本債券は最終償還判定日の円・トルコリラ為替レートの水準により償還通貨および満期償還額が決定されます。したがって、満期償還時の円・トルコリラ為替レートの状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・本債券の利率は、2015年4月24日以降の各利払期日については、円・トルコリラ為替レートにより適用される利率が変動します。関連する各利率判定日の参照為替が利率判定為替未満の円高の場合、関連する利払期日に適用される利率は、年率0.10%となります。
- ・本債券は、一定の条件が満たされた場合、額面の100%で早期償還されます。本債券が早期償還された場合、満期償還日までに受領するはずであった利息を受領することができなくなります。
- ・発行者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります。

### 当社が加入する協会等について

- ・ 日本証券業協会
- ・ 一般社団法人日本投資顧問業協会
- ・ 一般社団法人金融先物取引業協会
- ・ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

2014年4月

債券売出届出目論見書  
＜訂正事項分＞

デンマーク地方金融公庫

デンマーク地方金融公庫 2019年4月24日満期  
為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付  
円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券

本債券売出届出目論見書により行うデンマーク地方金融公庫 2019年4月24日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を平成26年4月1日に、また同法第7条および第27条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成26年4月8日および平成26年4月10日に、それぞれ関東財務局長に提出しており、平成26年4月14日にその届出の効力が生じております。

本債券の元金は償還期限においてトルコリラで支払われることがありますので、日本円・トルコリラ間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。尚、本債券において使用される日本円・トルコリラ間の為替レートは、日本円・ユーロ間の為替レートをトルコリラ・ユーロ間の為替レートで除して得られるレートとなるため、日本円・ユーロ間および/またはトルコリラ・ユーロ間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

**1 債券売出届出目論見書の訂正理由**

債券売出届出目論見書の記載事項のうち、未定および予定事項が決定しましたので、関連する事項を下記のとおり訂正するものであります。

**2 訂正事項**

第一部 証券情報

第2 売出債券に関する基本事項

1 売出要項 .....	1
2 利息支払の方法 .....	2

**3 訂正箇所**

訂正した箇所には下線を付しております。

— 売 出 人 —

S M B C 日興証券株式会社

## 第一部 【証券情報】

### 第2 【売出債券に関する基本事項】

#### 1 【売出要項】

<前 略>

売出債券の名称	デンマーク地方金融公庫 2019年4月24日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券 (以下「本債券」という。)
記名・無記名の別	無記名式
券面総額	68億6,700万円(注1)
各債券の金額	100万円(注2)(注3)
売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	68億6,700万円(注1)
利 率	額面金額に対して、 (i) 2014年4月24日(当日を含む。)から2014年10月24日(当日を含まない。)までの期間： 年8.85% (ii) 2014年10月24日(当日を含む。)から償還期限または(場合により)早期償還日(いずれも当日を含まない。)までの期間： (イ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替以上の円安である場合 年8.85% (ロ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替未満の円高である場合 年0.10% (注4)
償還期限	2019年4月24日(ロンドン時間)
売出期間	2014年4月14日から2014年4月23日まで
受渡期日	2014年4月25日(日本時間)
申込取扱場所	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに(注5)記載の金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注6)

(注1) ユーロ市場で募集される本債券の額面総額は、68億6,700万円である。

(注2) 本債券についての申込単位は、100万円の整数倍とする。

(注3) 本債券の利息の支払いは日本円によりなされるが、本債券の最終償還は、2019年4月24日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3. 償還の方法— (1) 最終償還」に従い日本円またはトルコリラによりなされる。  
また、下記「3. 償還の方法— (2) 強制早期償還」に記載するとおり、償還期限前に償還される可能性がある。  
なお、その他の満期償還日前の償還については下記「3. 償還の方法— (3) 税制上の理由による償還」および「11. その他— (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注4) 利率判定日、参照為替および利率判定為替の定義については、下記「2. 利息支払の方法」を参照のこと。

- (注 5) 売出人は、金融商品取引法第 33 条の 2 に基づく登録を受けた金融機関および同法第 66 条に基づき登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。
- (注 6) 本債券の購入申込み、その購入およびそのための払込みはすべて、各申込人が、売出人との間に開設している外国証券取引口座を通じ、外国証券取引口座約款の規定に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない申込人は、売出人においてかかる口座を開設する必要がある。
- 売出人との間に開設している外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同約款の規定に従い、包括債券および確定債券の券面の交付は行われない。なお、本債券の券面については、下記「11. その他(2) 包括債券」を参照のこと。
- (注 7) 本債券は、発行者のユーロ・メディアム・タム・ノート・プログラム（以下「本プログラム」という。）および本債券に関する最終条件書に基づき、2014 年 4 月 24 日（以下「発行日」という。）に発行され、売出人と同一グループ会社である英国 SMBC 日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場されない。
- (注 8) 本債券は、合衆国 1933 年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法に基づくレギュレーション S に従っている場合または証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有する。
- 本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。
- (注 9) 本債券に関し、発行者の依頼により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づき登録を受けた信用格付業者によって提供されもしくは閲覧に供される信用格付またはかかる信用格付業者によって提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

<後 略>

## 2 【利息支払の方法】

<前 略>

### 適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2014 年 4 月 24 日（当日を含む。）から 2014 年 10 月 24 日（当日を含まない。）までの期間については、年 8.85%。すなわち、額面金額 100 万円の各本債券につき、2014 年 10 月 24 日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、44,250円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2014 年 10 月 24 日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2015 年 4 月 24 日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」という。）に、各連動利払期日（当日を含まない。）までの 6 か月間の期間についての利息（以下「連動利息額」という。）が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額 100 万円の各本債券の利息額は、計算代理人（以下に定義される。）により以下に従って決定される。
  - (i) 関連する連動利払期日直前の利率判定日の参照為替が利率判定為替と等しいかそれを上回る円安である場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する連動利息期間に適用される利率は、年 8.85%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、44,250円とする。

<中 略>

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバをいう。

<後 略>